

日本私立大学連盟

「私立大学ガバナンス・コード」【第 2.1 版】

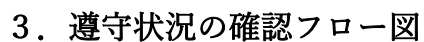
2025 年度（令和 7 年度）

遵守状況（取組状況）点検結果

学校法人 追手門学院

2026 年 7 月 1 日

〔第2.1版で点検〕



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 ２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 ２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
	コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学HPにおける以下のURLにおいて、各項目についての本学の状況を説明している。 https://www.otemon.ac.jp/guide/release/governancecode.html

「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」【第2.1版】
2025年度（令和7年度）遵守状況（取組状況）について （追手門学院大学）

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	基本原則「1. 自律性の確保」 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	
遵守	◎遵守原則 1－1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。	
	○重点事項 1－1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	
	●実施項目 1－1	
	A 1 中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関係する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。	中長期計画に係る策定は経営戦略推進本部会議で行い、執行の管理については、各局室長とりまとめの上、全学自己点検・評価委員会、経営戦略推進本部会議等で行っている。計画期間についても同様に、執行部、局長が参加する経営戦略推進本部会議にて、決定している。教学関連のCSF群については、学長を中心とし、副学長、学部長、研究科長に意見聴取を行い、経営戦略に関するCSF群については、理事長、専務理事に意見聴取を行い、理事長室にて取り纏めを行っている。
	A 2 中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。	中期経営戦略の策定に際し、直前の認証評価結果及び中期経営戦略の進捗を踏まえて作成しているほか、学院の経営計画である長期計画2030、学院の目指すべき方向性を明確にした長期構想2040との関連付けを行い策定している。学部等の中期計画については、第Ⅳ期中期経営戦略におけるCSFで学部ごとに計画を定めている。
	A 3 中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。	中期経営戦略における戦略ドメインにて、教学面に関する事項として「教育領域」「研究社会領域」、人事に関する事項として「組織・環境領域」、施設及び財政に関する事項として「組織・環境領域」「財政領域」を定めており、それぞれについて、さらに個別具体的な事業計画を策定している。
	A 4 中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。	中期経営戦略における戦略ドメインにて、「組織・環境」に関する領域を掲げている。組織・環境領域の事業計画の一環として、「組織の持続的成長を支える組織設計」「成果を最大化させる人事トータルシステムの構築」が策定されており、この事業計画には政策を策定、管理する人材の育成や登用も対象となっている。また、KGI（3年または6年後の目標）を達成するために、個別具体的な事業計画を各校園や各部局において策定している。併せて単年度ごとのKPIも設定している。
	A 5 中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	長期計画2030の策定時には学院の財政シミュレーションを行い、具体的な資金計画を作成している。また2022年度からの第Ⅳ期中期経営戦略(2022～2027)では、より精緻な財政シミュレーションを作成した上で、経営戦略の策定を行うなど、中長期計画と財政の関連付けを行っている。
	A 6 中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	中期経営戦略では測定可能な指標として、定量的な最終目標であるKGIを定め、事業計画書や事業報告書にて公表している。また各年度では経営戦略推進本部会議、全学自己点検・評価委員会等にてデータやエビデンスに基づいてチェックを行い、進捗管理を行っている。第Ⅳ期中期経営戦略では各校園長、管理職等を対象に説明会を開催したうえで、全教職員を対象としたオンデマンド配信による説明会を実施。進捗管理方法については、管理者を対象としPDCA体制の説明を実施したうえで、全教職員に対しても、学内向けポータルサイトを通じて説明資料を展開することで、更なる理解の深化を図った。
	A 7 外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	第Ⅳ期中期経営戦略では、外部環境や内部環境の変化等により、計画変更が生じた場合の体制構築として、PDCA体制を構築しており、年3回の進捗管理と年に1回の総括評価にて事業計画の軌道修正等に対応できるようにしている。軌道修正が必要と認められた場合には、評議員会に諮問の上、理事会での決議によって、速やかに修正を行える体制を整えている。
	A 8 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。	中期経営戦略に基づく各年度の事業計画の進捗状況と実施結果について事業報告書に掲載して法人内外に公表をしている。
	B 1 中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。	長期計画2030、中期経営戦略の策定については学内で十分に議論・精査を行った上で、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会にて決定している。また、中期経営戦略を策定する経営戦略推進本部会議、常任理事会には監事、内部監査室が同席する体制を整えている。また、中長期計画の策定フローは、学内理事に加えて局長も参加する経営戦略推進本部会議での承認後、常任理事会にて審議され、評議員会にて意見を聞いた後に理事会の審議を経て、最終決定がなされている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	◎遵守原則 1－2 会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。	
	○重点事項 1－2－1 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。	
	●実施項目 1－2－1	
	A 1 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事（以下、「理事長等」という）の業務執行範囲を明確化する。	学校法人追手門学院職務権限規程において、理事長及び業務執行理事の業務執行範囲の明確化を図っている。
	A 2 政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為や追手門学院大学学長選考規程において、選任、解任に係る手続き等の明確化を図っている。
	A 3 理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為や学校法人追手門学院寄附行為施行細則において、理事会及び評議員会等の議決事項を明確に定めている。
	A 4 理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為施行細則において、理事会から理事長へ委任する事項を明確に定めている。
	A 5 理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	学校法人追手門学院寄附行為において、理事長を含む理事の解職手続きについて明確に定めている。また、同寄附行為及び学校法人追手門学院寄附行為施行細則において、理事が分掌する業務や担当範囲の決定・変更について定めている。
	A 6 規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。	学校法人追手門学院職務権限規程において、責任者の権限と責任の明確化を図っている。
	A 7 法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	2025年12月に理事会で決定した内部統制システム整備の基本方針や、追手門学院倫理憲章及びコンプライアンスの手引きにおいて、法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定めている。規程集をWeb閲覧可能にし、関係法令の改正等の情報は学内ポータルサイト内の電子掲示板及び電子回覧により役職者へ回覧し、必要に応じてその情報は役職者以下の者にも情報共有がなされる仕組みを整備している。また、法令等の遵守に関する監査を実施し実効性を確保している。
	B 1 教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	法人組織である「常任理事会」と教学組織である「大学教育研究評議会」、学校法人の業務を決定する組織である「理事会」について、それぞれ規程等で役割・権限・責任を明確化している。また、学校法人追手門学院職務権限規程において、各職位における役割・権限・責任を明確化している。これら規程集をWeb閲覧可能とすることで、構成員への周知体制を整備している。
	○重点事項 1－2－2 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。	
	●実施項目 1－2－2	
	A 1 理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	ガバナンス機関等においては、法令で定められた事項を遵守した上で、外部人材を含む多様な人材構成とすることで、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築している。また、学校法人追手門学院寄附行為において、重要な事項については予め評議員会の意見を聞くことを定めるとともに、監事については、監事監査規程を制定し、法人及び理事への牽制が働く仕組みを構築している。
	B 1 理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。	理事及び評議員が出席する合同懇談会を開催し、積極的な意見交換を通じて両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築している。
	B 2 理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下、内部監査室等）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。	理事、理事会及び監事が理事長等から独立した立場で意見を述べることができるよう、理事会において自由な発言機会を確保している。また、監事については経営面、教学面を問わず重要な会議に出席することで、監視に必要な正しい情報を得る機会を得ている。また、監査協議会を定期的に開催し、理事長、監事、内部監査室、監査法人間で意見交換を行うことで、適切な意思疎通を図れる体制を整備している。

基本原則及び遵守原則の遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	基本原則「 2. 公共性の確保」 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	
遵守	◎遵守原則 2－1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	
	○重点事項 2－1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	
	●実施項目 2－1	
	A 1 会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	中期経営戦略では学院全体のグランドビジョンを定め、それに基づいた形で各学校ごとにビジョンを策定している。学院全体と大学においてもそれぞれビジョンとKGIを定め、それらを達成するために法人、大学、学部・学科、研究科等は各年度ごとの事業計画を策定している。
	A 2 達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	中期経営戦略においては学院のホームページにパンフレットを掲載し、公開している。さらに各年度の事業計画書、事業報告書については大学のホームページにも掲載しており、積極的な発信、共有を行っている。また、次期第Ⅳ期中期経営戦略の策定においては、学内の教職員にはオンデマンドによる全体研修会で指針の共有化を図り、また、中期経営戦略、事業計画書、事業報告書は学内ポータルサイトで掲載し、常時閲覧可能にするなど、共有を図っている。
	A 3 会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	各年度ごとの予算編成方針においては、法人、教学、学部、研究科等それぞれに予算シーリングを設定し、明示している。また、別枠として中期経営戦略用の予算枠を設置するなど、弾力的な運用を行っている。
	A 4 「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	学位授与の方針の実質化を図るため、カリキュラム・アセスメント・チェックリストおよびチェックリストに基づく自己評価報告書を作成し、本学の教育活動について、教育の質向上の観点も含め、継続的に見直し・改善を行う仕組みを構築している。
	A 5 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	学長を議長とし、全学部長を構成員とする入試委員会を組織し、委員会の決定に基づき、入学者受入れ方針に沿った入試の実施、および受け入れ方針に沿った配点配分で、入学者の選抜を実施している。
	B 1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。	全学的な内部質保証体制図に則り、自己点検・評価サイクルを構築している。自己点検・評価にあたり外部評価委員会を置き、外部評価者からの意見聴取を行っている。また、全学授業アンケート結果についても公表したうえで学生の意見として取り入れ、継続的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組んでおり、その結果等を広く外部に対して公表している。
	B 2 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、F D（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含む I R（インスティテュショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	教育活動の自己点検・評価のために、アセスメントプランを策定・公表している。 このアセスメントプランにもとづき、全学授業アンケートを各学期の期中・期末に 2 回実施し、1 回目の授業評価を即座に各教員へフィードバックすることにより、学期内に受講生が実感できる授業改善を行っている。各学部等においては、学習成果の把握・評価とカリキュラム改善のために、全学授業アンケートの結果や成績等各種データ等のIRデータを活用している。 また、各学部等の自己点検・評価結果をもとに、全学レベルでの教育活動の改善も行っている。
	B 3 リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。	中期経営戦略において、地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能の確立を図るため、大学院、大学、附置施設と連携した社会人向け高度人材育成プログラムを展開している。
	B 4 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	【受入留学生の選抜方法】 留学生を対象とした入試制度として、パートナー校選抜入試を設置。CEFR B2以上の英語力且つ日本語能力N2相当の実力を持った優秀な留学生を非漢字圏より積極採用する制度を展開。 【日本語教育プログラム及び国際交流】 留学生向け日本語授業を正課で開講。また、日本文化・経済等を英語で学ぶ正課科目を通して日本人学生との交流を実施。主に英語を使用してコミュニケーションスキルの向上をするための施設内で留学生がボランティア・アルバイトとして日本人学生の会話パートナー等を行い、言語学習による交流も実施。 【派遣留学生への対応】 派遣留学志望者に対し、TOEIC対策やTOEFL対策講座を提供。派遣留学内定者の渡航中の学修効果の向上を狙い、上述の科目や施設の積極履修・積極活用を指導。 【受入留学生の教育環境整備】 パートナー校選抜入試で入学する学生を主対象とした日本語能力試験対策講座を無償で提供しているほか、特に留学生が集まる国際学部において学科科目として日本語アカデミックライティングの授業を初年度に実施し、日本語で提供される科目での学修を支援。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	◎遵守原則 2－2 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	
	○重点事項 2－2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	
	●実施項目 2－2	
	A 1 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	研究成果の発信による社会貢献、地域連携を通じた地域発展、共同研究や知的財産活用 等の方針を盛り込んだ「産学官連携ポリシー」を策定し、このポリシーに基づいた取り組みを行っている。
	A 2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。	企業、他大学・研究機関、行政機関との活発で多面的な連携や交流を通して人材育成とイノベーション創出への参画を図り、もって本学学生の成長と本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与することを目的とした、産学官連携推進本部を置いている。
	A 3 研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	「研究倫理委員会」、「利益相反マネジメント委員会」、「安全保障輸出管理委員会」、「産学官連携推進本部」という研究インテグリティに関連する 4 つの組織が相互に連携し、研究の健全性・公平性を確保するために、必要な施策の制定や事案への対応などを進めている。
	B 1 地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	4 か月に 1 度、茨木市役所との会議、茨木商工会議所との会議を実施し、自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努めている。
	B 2 公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット「公開講座フェスタ2025」において、公開講座を実施した。 また、地域創造学部「地域創造実践演習（展開）」という講義において、地域の課題解決に向けたプログラムを展開している。
	B 3 社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	学生の自主的なエコボランティア活動を契機としたガンバ大阪のパートナーシップ協定や、追大キャンドルナイトなど、学内の自主的な取り組みを、全学的な取り組みとして展開している。
	B 4 組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	組織的に社会連携・地域貢献等の一環としてボランティア活動を展開するために「追手門学院大学ボランティア活動の取扱いに関する規程」を整備し、体制を整備している。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	基本原則「３．信頼性・透明性の確保」 会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	
遵守	◎遵守原則３－１ 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	
	○重点事項３－１－１ 会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。	
	●実施項目３－１	
	A 1 『監事監査ガイドライン（私大連監事会議）』等を参考に、監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。	ガイドラインを参考に、毎年3月に内部監査室監査計画書、6月に監事監査実績、内部監査室監査報告書、ならびに監事監査計画を策定している。また、監事監査の基準として、「学校法人追手門学院監事監査規程」を定めている。
	A 2 監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	ガイドラインを参考に、都度監事監査調書を策定。また、監事監査ヒアリングの際にチェックリストを参照し、独自の視点で監事監査の実効性を高めている。
	A 3 監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	学校法人追手門学院寄附行為において、監事の任期及び独立性を確保できる者を選任することを定めている。また、監事候補者選考委員会において、監事監査の継続性の担保のため次期監事の選任時期を留意する旨の意見が付され、次回改選時の留意事項として記録に残している。
	A 4 理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	学校法人追手門学院監事監査規程において、理事会、常任理事会、評議員会への監事の出席について定めており、積極的に意見を陳述する仕組みを構築している。また、経営に関する重要な会議である「経営戦略推進本部会議」等の複数の重要会議に出席し、意見を述べることができる仕組みを構築している。
	A 5 監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	監査時には必要な書類の収集について該当部署に請求するとともに監査時にデータ及び紙媒体での資料提供を実施。 監事監査に不可欠な情報収集として理事会、常任理事会があるが総務課が事前に資料説明等の情報提供を丁寧に行っている。
	A 6 監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	年間10回程度監事間及び学院内情報共有の場として監事会を実施し連携を図っている。
	B 1 常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を３名以上にするなどの方法により常勤監事がある状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	本学では、現在監事を3名登用しており、うち1名が常勤となっている。また、内部監査室及び監事補助職員を設置し、監事監査機能の強化や支援を行う体制を整備している。
	B 2 監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	外部監事として弁護士の方を任用している。また内部監査室にて公認会計士の方に業務委任し、連携できる体制をとっている。
	B 3 監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	寄附行為第及び学校法人追手門学院監事選任規則において、監事選任基準の明確化を図っている。
	○重点事項３－１－２ 会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。	
	●実施項目３－１－２	
	A 1 会計監査人の選任は、監事がその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	学校法人追手門学院寄附行為において、会計監査人は評議員会の決議により選任すること、また、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は監事が決定することを定めている。
	A 2 会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	監査協議会を年4回開催し、理事長等、監事と意見交換できる機会を設けているほか、年に1回、監査法人与理事長等、監事とそれぞれ協議の場を設け、意見交換を実施している。
	A 3 会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	三様監査を図るため、監査協議会を年4回実施している。また、加えて監事、監査法人、内部監査室にて年4回三様監査意見交換会を実施している。
	A 4 学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	・監査法人与財務担当理事とのディスカッションを年1回実施 ・監査協議会を年４回実施

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	◎遵守原則 3－2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	
	○重点事項 3－2－1 会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。	
	●実施項目 3－2－1	
	A 1 理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	学校法人追手門学院寄附行為及び学校法人追手門学院理事選任規則にて理事の選考手続きや推薦方法を定め、理事の選解任方法の透明化を図っている。
	A 2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	・リスクやコンプライアンス担当である総務課において、日常的な法令遵守（規程、契約、稟議の確認）がなされているかを確認する体制を整備している。 ・常勤監事や内部監査室職員が経営、教学を問わず重要な会議に出席することで、法令等遵守体制への影響等を常にチェックする体制を整備している。この過程の中で、疑義があった場合は、理事会において監事より「監事意見書」等の形式で報告されている。 ・学校法人追手門学院 内部統制システム整備の基本方針において、本法人の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある重要リスクについては、リスク管理委員会、常任理事会、理事会にて審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することが定めている。
	A 3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	学校法人追手門学院文書管理規程にて、理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備・規定している。
	A 4 不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	学校法人追手門学院職務権限規程等を整備し、各職位の権限と責任並びに指揮命令系統を明確にしている。
	A 5 個人情報情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	「学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規程」を整備することで、学院が保有する個人情報の取扱に関する基本事項を定めている。また、個人情報保護に関する体制として「追手門学院個人情報保護委員会」を設置している。
	A 6 理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	追手門学院リスク管理・危機対応規程を整備し、リスク管理委員会を置くことで、学院全体のリスク管理と危機対応に関する総合的な体制の整備や緊急時には、必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発活動を行う体制を整備している。
	B 1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	理事の報酬の開示等については、学校法人追手門学院役員等の報酬等に関する規程や学校法人追手門学院が設置する学校の長等の報酬に関する規程等を開示することで、透明化を図っている。理事の報酬の改定にあたっては、評議員会での諮問により妥当性の確認を行っている。
	B 2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	本法人では、理事長を常勤としている。また、法令に基づき、理事長及び理事の利益相反及び責務相反に該当する取引を実施する際には、当該取引に関する重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けている。
	B 3 理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	学校法人追手門学院理事選任規則において、理事候補者選考委員会の構成員を定めているが、構成員7名のうち4名は評議員であり、理事会及び理事からの中立性を確保している。
	B 4 理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	理事候補者の選考にあたっては、評議員を構成員として含む理事候補者選考委員会にて、候補者に関する意見交換及び評価を実施し、選任機関である評議員会に上程され審議される。
	B 5 学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	追手門学院リスク管理・危機対応方針を整備し、リスク管理委員会等において、リスク分析を経た議論を行う体制を整えている。
	B 6 職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	学校法人追手門学院職務権限規程等を整備し、各職位の権限と責任並びに指揮命令系統を明確にしている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
	○重点事項 3-2-2 会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	
	●実施項目 3-2-2	
	A 1 監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	監事の選解任過程については、学校法人追手門学院寄附行為や監事選任規則等において、選解任過程を定め、透明化を図っている。
	A 2 評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	評議員の選解任過程については、学校法人追手門学院寄附行為や評議員選任規則等において選解任過程を定め、透明化を図っている。
	A 3 評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	学校法人追手門学院寄附行為において、評議員会の諮問を必須としている事項を定め、評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備している。
	A 4 相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	三様監査を図るため、監査協議会を年4回実施している。また、加えて監事、監査法人、内部監査室にて年4回三様監査意見交換会を実施している。
	A 5 会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	学校法人追手門学院コンプライアンス推進規程において、学院に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、学院が定める寄附行為及びその他諸規程に違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び監事に報告することを定めている。
	B 1 監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	監事の報酬の開示等については、学校法人追手門学院役員等の報酬等に関する規程を開示することで、透明化を図っている。監事の報酬の改定にあたっては、評議員会での諮問により妥当性の確認を行っている。
	B 2 監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	監事監査ヒアリングとして評議員との意見交換を行っている。また、監事は理事会及び評議員会に出席し意見を述べる権限を有している。
	B 3 評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	評議員の報酬の開示等については、学校法人追手門学院役員等の報酬等に関する規程を開示することで、透明化を図っている。評議員の報酬の改定を含む学院の業務執行については、監事が監事監査規程に基づき、違法性及び妥当性の観点からも監査を行っている。監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べる権限を有しており、報酬の水準が社会情勢や学院の経営状況に照らして不当であると認められる場合には、是正を求める等のチェック機能を果たしている。
	B 4 法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	学校法人追手門学院寄附行為において、必要がある場合に臨時評議員会を開催する旨を定めている。また、学校法人追手門学院監事監査規程において、監事は、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、評議員会に報告することを定めている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
○重点事項 3－2－3 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。		
●実施項目 3－2－3		
A 1 内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	本学では内部監査室を設置し、理事長直下の組織として業務監査、会計監査等の内部監査を実施している。	
A 2 コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	・学校法人追手門学院コンプライアンス推進規程において、リスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を定期的に実施することを定めている。 ・事務職員向けにコンプライアンス研修を実施している。 ・本学コンプライアンス規程に定めているハラスメント防止について、追手門学院ハラスメント防止規程に基づき、全教職員を対象にハラスメント防止に係る研修を実施している。	
A 3 『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	理事会において内部統制システム整備の基本方針を決定し、ホームページ上で公表している。本方針に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、各組織において業務執行している。また、監事及び内部監査室による内部統制システムにかかる監査及びコンプライアンスにかかる監査を実施し、監査結果を受け、改善に向けて対応を進めている。	
A 4 理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	顧問弁護士との契約を締結し、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされる体制を整備している。	
B 1 組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	組織内における不正及び誤謬の発生を未然に防止すべく、学校法人追手門学院職務権限規程において権限と責任並びに指揮命令系統を明確にすることで適切な内部けん制体制を整備している。また、監事及び内部監査室による監査を実施している。	
B 2 内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	リスクやコンプライアンス担当である総務課において、日常的な法令遵守（規程、契約、稟議の確認）がなされているかを点検している。また、内部監査室および監事による定期的な監査を実施している。	
○重点事項 3－2－4 会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。		
●実施項目 3－2－4		
A 1 教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考にし、て）部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	改正公益通報者保護法に基づき、学校法人追手門学院公益通報者保護規程を整備し、同規程により設置された委員会において、公益通報に関する調査、是正措置、再発防止策等への対応を行っている。	
A 2 公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	学校法人追手門学院公益通報者保護規程（2009年11月制定）第23条にて公益通報者等の保護を定め体制整備している。	
B 1 公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	公益通報窓口として、内部監査室（学院内窓口）及び外部機関（学院外窓口）を設置し、HPで公開している。また、毎年6月頃に学内各種会議、子会社に対しても公益通報制度について周知し、実効性担保を目指している。	
B 2 ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合には、理事会及び監事による協議を経て、「遵守状況報告書」の遵守状況を速やかに「意見不表明」に変更し、変更後最初に開催される評議員会に報告することとしている。	

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	◎遵守原則 3－3 会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	
	○重点事項 3－3－1 会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。	
	●実施項目 3－3－1	
	A 1 いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	学校法人追手門学院情報公開規程を整備しており、この定めに沿って情報公開の内容や対象を決め、公表している。
	A 2 公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	法令等に定められる公表事項については、法令の定めに沿って情報を収集・作成し、公表を行っている。学校法人追手門学院情報公開規程に基づき公正かつ透明性の高い運営を行っており、広報課においては、迅速かつ網羅的に情報を収集する体制を整備している。
	A 3 法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書をホームページ上で公開している。 また、大学基準協会による認証評価の結果、文部科学省による設置計画履行状況等調査結果を大学HPに掲載し、広く外部に対して公開している。 さらに、学院の100%出資会社である株式会社オーティーエムについても決算報告は事業報告書に掲載し、同様にホームページ上で公開している。
	A 4 内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、インターネット等を通じて公表する。	監事及び内部監査室長により執筆された監査部門監査報告書に加え、2025年度より内部統制システムの整備状況及び運用状況の概要を事業報告書に掲載し、ホームページ上に公開している。
	B 1 公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	大学のホームページでは、公表した情報に関して、提案、意見等の問い合わせ窓口を設置している。また、情報公開規程において、必要に応じて情報公開に努めるよう規定し、体制を整備している。
	○重点事項 3－3－2 会員法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	
	●実施項目 3－3－2	
	A 1 公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	学校教育法施行規則第172条の2の情報公開の定めに基づいて、情報公開ページに情報を開示し包括性と体系的性、一貫性を担保している。また、項目別（大学紹介、学部学科、学生生活やステークホルダー別）にページを設けてユーザー側も体系的に閲覧できるよう工夫している。更新は、毎年年度初めに最新情報にアップデートし、常に最新情報にするなど、継続的かつ更新性に留意している。
	A 2 公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	外部機関が行う大学ホームページのユーザビリティ調査（主にスマホ）を毎年実施し、調査結果をもとにページの改修・改善を図り、アクセシビリティとユーザビリティの向上に努めている。
	A 3 情報の受け手にとつての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	事業報告書に掲載している財務状況については過去5か年の経年比較を載せるなど、過去からの推移が分かるように理解容易性、明瞭性に留意をしている。また、重要性という観点では、学院の経営状況の詳細を「財務の概要」としてホームページ上に公開しており、情報の受け手が理解しやすいようにグラフや図表を活用している。
	A 4 学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高くなった場合には、リスク管理委員会で必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発を主とした情報公開を行うよう備えているが、現時点ではそのような事象はない。
	B 1 webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	webサイト等で情報を公開する役割を担う広報課とは別に、公開した情報のチェックなど公開に関する事務は理事長室が担当することによって、公正かつ透明性の高い運営の実現を目指している。
	B 2 大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	大学ホームページ上では大学特有の用語に関しては可能な限り使用しない、もしくは注釈が記載されている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	基本原則「４．継続性の確保」 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	
遵守	◎遵守原則４－１ 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	
	○重点事項４－１ 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。	
	●実施項目４－１	
	A１ 理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	理事会・評議員会ともに、会議７日前に資料をWeb上で事前配信し、会議において活発な意見交換がなされる仕組みを構築している。 また、付議される各案件に関する説明動画を、資料と共に事前配信することで、会議当日は意見交換・質疑応答を積極的に行う仕組みを構築している。
	A２ 理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	本法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮したうえで、学校法人追手門学院寄附行為において評議員の定数を18名以上22名以内と定め、理事定数（8名以上10名以内）の約2倍の人数を設定している。
	A３ ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	追手門学院ハラスメント防止規程において、全ての構成員の人権を尊重することを謳い、第Ⅳ期中期経営戦略において、「多様なワークスタイルを支援する働きがいのある職場環境の実現」を標榜している。
	A４ ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	理事は理事9名のうち4名が学外理事、評議員は20名のうち14名が学外評議員となっており、ガバナンスが有効に機能するよう学内外比率のバランスを踏まえた登用を行っている。
	A５ 評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	学校法人追手門学院寄附行為において、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮することとしている。
	A６ 外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	学校法人追手門学院寄附行為において評議員会における諮問事項を明確化し、外部からの意見聴取を行うことのできる仕組みを整備している。 また、理事会、評議員会においては、Webで資料を7日前に事前配信し、会議において活発な意見交換がなされる仕組みを構築している。
	A７ 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	文部科学省の監事研修を提供。 常勤監事については前述に加え、日本監査役協会、大学監査協会の研修を都度案内している。 また、学内においても、役員等向けの研修を設定することで、役員等の共通認識を深める環境を提供している。
	B１ 理事及び評議員が過去の議事内容が確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	会議資料や議事録は学内ポータルサイト等を通じて構成員に配信しており、同ポータルサイトで過去の議事内容の確認が可能となっており、会議体での十分な議論行えるよう支援する仕組みを整備している。
	B２ 政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをＩＴの活用等により構築する。	中期経営戦略に基づく事業計画については、年に3回の進捗確認体制を構築しており、政策を策定、管理する責任者が各部局の進捗を確認できるよう、各部局より提出された達成状況が記載されたデータを共有フォルダや学内ポータルサイトに格納、掲載し、常時閲覧可能な仕組みを構築している。
	B３ 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのＩＴ環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	学内ポータルサイト内の電子回覧板や掲示板を用いて、理事会における決議内容を全職員に周知する仕組みを整備している。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
遵守	◎遵守原則 4－2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	
	○重点事項 4－2－1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。	
	●実施項目 4－2－1	
	A 1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	事業報告書にて資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の経年比較を掲載しており、収支の均衡状況や資産と負債の状況を公開している。さらに補足資料として「財務の概要」をホームページ上で公開し、グラフや図表を用いて、分かりやすい公表を心掛けている。将来必要な事業の積立状況については、計算書類の基本金明細表における第2号基本金の組入れに係る計画表にて記載している。
	A 2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ & A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	これまでに、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は生じていないが、生じた場合は「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照）」を基に、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を、計算関係書類に記載する。
	A 3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	事業報告書にて、長期構想2040や長期計画2030、中期経営戦略との関連を記載している。また、事業報告書の「総括」においては課題や成果を記載しているほか、各部署の事業計画の達成の積み重ねが中期経営戦略のKGIを達成することから、事業報告書にはKGIの進捗を記載し、明確化、共有化を図っている。また、評議員会では各学校園の長が経営の重要項目である入試状況等の報告を行っている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学がバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
	○重点事項４－２－２ 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	
	●実施項目４－２－２	
	A 1 財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	経営水準の安定化、事業活動収入の増加、および基本金組入前当年度収支差額の増加を経営目標数値として定めた「長期計画2030」を策定している。さらに、これを具体化する2022年度から2027年度までの6年間における「第IV期中期経営戦略」では、「事業活動収支差額比率10%以上（寄付金等の経常的ではない収入、大規模投資を除く）」をKGIとして掲げ、財政基盤の安定化及び強化を図っている。
	A 2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	全学的な研究活動を推進し、本学の研究機能の一層の高度化を図ることを目的とした、研究推進委員会を置いている。 補助金に関して、申請業務を一部署が全てをとりまとめ円滑に運営する体制を整備している。
	A 3 社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	企業、他大学・研究機関、行政機関との活発で多面的な連携や交流を通して人材育成とイノベーション創出への参画を図り、もって本学学生の成長と本学の発展、さらには地域の文化・経済・教育の発展に寄与することを目的とした、産学官連携推進本部を置いている。
	A 4 リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	学校法人追手門学院資産運用規程及び学校法人追手門学院資産運用細則を制定し、リスクを考慮した資産の有効活用を行うための体制を整備している。また、定期的に常任理事会で報告を行うことで、資産の状況の確認をおこなっている。
	B 1 寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	中長期的な財政基盤の安定化および強化に向けて、寄附行為に定める収益事業の具体的な方針・展開について現在学内にて検討中である。方針決定後、実施に向けた体制整備を進めている。
	B 2 「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	2025年3月15日の理事会・評議員会での諮問を経て、これまでのスキームから寄付を募るためのスキームへ昇華。寄付項目を再定義し、従前の恒常型寄付項目に加え、特色ある教育支援や設備投資を具体的な趣意とし、募集を強化して取り組む適時型な寄付項目を設けた。この2軸において行動計画を策定し、寄付金募集を推進する。
	B 3 理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	事務組織規程において総務部校友課の事務分掌に「寄付・募金の企画推進に関すること」を規定している。（寄付募集業務の位置づけ） 2025年3月の理事会・評議員会での議論を経て、内部広報誌への掲載や理事長による教職員対象の説明を継続して実施。また、大学教育研究評議会、初等中等教育評議会、事務部局会議などの場を通じて、学院全体を啓発する仕組みとなっている。（教職員の意識と理解） 2025年11月には執行部・管理職対象の寄付金についての研修会を実施した。
	B 4 「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来（機能別分化、個性化、多様化やグローバル化）に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	大学のビジョンの実現を掲げ支援を募る「総合募金（大学）」、大学の将来に向けた改革への支援を募る「第二の開学募金」、スポーツ・文化振興、課外活動の活性化への支援を募る「課外活動サポート募金」を設け、寄付者の趣意により寄付項目を選択できる制度を構築している。寄付項目は適時的に見直し、必要な支援を必要な時に募集することのできるスキームとなっている。
	B 5 補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。	産学官連携推進本部に、本学のシーズと社会のニーズをマッチングさせ、イノベーションへの貢献を推進することを目的とした部門、創出された研究成果を適切に保護・管理し、社会での活用を促進することを目的とした部門等を整備している。 補助金については、獲得に向けて職員向けの学内説明会を実施し理解向上を進め、会議体での報告を行う体制を整えている。
	B 6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	返礼品付寄付「OIDAIギフト」を実装しており、その品数は今後も拡大させる予定である。 古書による寄付や遺贈の受け入れなどを行っている。

基本原則及び遵守原則の 遵守状況	日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード(2.1版)」 基本原則、遵守原則、重点事項及び実施項目	本学の取組状況
	○重点事項４－２－３ 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。	
	●実施項目４－２－３	
	A 1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	追手門学院リスク管理・危機対応規程を整備し、危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備している。また、当該システム及び体制を含む「内部統制システム整備の基本方針」において、常任理事会及び理事会は、毎年業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行うことを定めている。
	A 2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	追手門学院リスク管理・危機対応ガイドラインを整備し、緊急時には、必要な措置を講ずるとともに、内外への社会的責任の明示と啓発活動を行う体制を整備している。
	A 3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	追手門学院リスク管理・危機対応ガイドラインや追手門学院大学危機対応マニュアルに基づき対応する体制を整備している。
	A 4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	追手門学院情報セキュリティガイドラインにおいて、ネットワークや情報システムごとのアクセス制御、アカウントの登録・抹消管理等の義務を定め適切に実施している。
	A 5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	追手門学院情報セキュリティガイドラインにおいて、自己点検の実施結果等を踏まえ、ポリシーや関係規程、その他情報セキュリティ対策の見直し等に活用することを定め、体制は適切に整備・検証されている。
	A 6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	追手門学院ハラスメント防止規程に基づき、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント相談員を常置することで、ハラスメント防止に必要な措置を講じている。
	B 1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	学校法人追手門学院 内部統制システム整備の基本方針において、重要なリスクについてはリスク管理委員会、常任理事会、理事会にて審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定することを定めている。
	B 2 危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。	追手門学院大学危機対応マニュアル等を整備し、周知するとともに、教職員・学生等への研修、訓練等を実施している。